| | |
|---|---|
| 五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年二分六厘 |
| 六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年二分六厘 |
| 七　令第二条の表の第四号に掲げる資金 | 年二分六厘 |
| 八　令第二条の表の第五号に掲げる資金 | 年二分六厘 |
| 九　令第二条の表の第六号に掲げる資金 | 年二分六厘 |
| 十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年二分六厘 |
| 十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年二分六厘 |

| | |
|---|---|
| 五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年二分五厘 |
| 六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年二分五厘 |
| 七　令第二条の表の第四号に掲げる資金 | 年二分五厘 |
| 八　令第二条の表の第五号に掲げる資金 | 年二分五厘 |
| 九　令第二条の表の第六号に掲げる資金 | 年二分五厘 |
| 十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。） | 年二分五厘 |
| 十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの | 年二分五厘 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○農林水産省告示第五百八十三号**

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年四月二十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分六厘とする。 | 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。 |

**附　則**

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

**○国土交通省告示第五百七十六号**

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用される同法第七条の規定に基づき、船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

第一　趣旨

この指針は、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三十三条の規定により読み替えて適用される法第四条及び第六条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体（船員職業安定法第六条第四項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）、無料船員職業紹介事業者（同条第五項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。以下同じ。）、募集受託者（同法第四十四条第二項に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「無料船員職業紹介事業者等」という。）その他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

なお、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意すること。

第二　事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一　労働関係法令等の遵守

事業主、青少年の募集を行う者及び求人者（二において「事業主等」という。）は、青少年が船員という職業選択を適切に行い、安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

㈠　募集に当たって遵守すべき事項

イ　青少年の募集を行う者は、船員職業安定法第四十八条第一項の規定により読み替えて準用される同法第十六条第一項の規定により、募集に応じて船員になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能な限り速やかに明示しなければならないこと。

ロ　求人者は、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）、特定地方公共団体又は無料船員職業紹介事業者に対し、船員職業安定法第十六条第一項の規定に基づき、従事すべき業務の内容等を明示しなければならないこと。

ハ　青少年の募集を行う者及び求人者（以下この㈠において「募集者等」という。）は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次に掲げるところによらなければならないこと。

(イ)　明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽の又は誇大な内容としないこと。